

議案第9号

市道路線の認定について

下記の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年6月16日提出

市川市長 大久保 博

記

整理 番号	路線名	起 点	延長 (m)	幅員 (m)
		終 点		
1	4 地区	東菅野五丁目 2103 番地先	780.13	9.05～ 16.00
	4 9 3 号	北方町四丁目 2344 番地先		

## 理 由

土地改良区として整備された地域であり、今後北方町地区のまちづくりとして宅地開発の進行が予想される中で、交通環境の向上を図るべく先行的な道路の拡幅整備を行うため、市道として認定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第9号の参考図

